



## 今月のトピックス

### ◇ 全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会 第 2 回常任委員会を開催
- 新刊「地域福祉コーディネーターのためのビネットで学ぶ地域福祉実践」のご案内

### ◇ 制度・施策等の動き

- 「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」および「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部改正について（厚生労働省）
- 介護保険サービスと保険外サービスの組合せ（いわゆる混合介護）の取り扱いが示される（厚生労働省）
- 第 3 期における規制改革推進会議の始動 第 37 回規制改革推進会議（内閣府）
- 介護サービスの経営主体の統合・再編を提案（財務省・財政制度等審議会財政制度分科会）
- 社会保障関係費の伸び 5,000 億円に抑制を提案（経済財政諮問会議）
- 複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合が検討項目に（未来投資会議）

### ◇ その他（参考情報）

- 平成 29 年介護サービス施設・事業所調査の概要（厚生労働省）
- 「地域生活支援拠点等の好事例集」（25 自治体）を公表（厚生労働省）



## ◇ 全社協からのお知らせ

### 全社協・地域福祉推進委員会 第 2 回委員会を開催

10 月 3 日（水）、地域福祉推進委員会は、平成 30 年度第 2 回常任委員会を開催しました。

会議では、主に (1) 大規模災害にかかる社協の対応、(2) 市区町村社協の組織・事業基盤の強化に向けた支援等、(3) 中央共同募金会「運動性の再生に向けた 2018 年度から 2020 年度の推進方策の重点」に基づく取り組みの強化について、協議を行いました。

平成 30 年度前半は、島根県西部地震（4 月）、大阪北部地震（6 月）、平成 30 年 7 月豪雨災害、台風 21 号による災害、北海道胆振東部地震（9 月）などが発生し、被災地の社協では災害ボランティアセンター（災害 VC）の設置・運営をはじめ、さまざまな支援活動を展開しました。とくに 7 月豪雨災害において岡山県および広島県、愛媛県には、中国ブロック内だけでなく、全国の各ブロックによる社協職員の応援派遣が実施され、7 月から 10 月までの派遣者数は延べ 1,735 人、派遣日数は 9,187 人日に達しました。

会議では、(1) 大規模災害にかかる社協の対応について、この間の対応を振り返りながら、大規模災害における課題を挙げて協議を行い、被災地社協を中核的・継続的に支援する社協職員の養成など、今後、継続して検討をしていくことを確認しました。

#### （大規模災害における課題）

- ・全国の各ブロックによる応援派遣のすすめ方
- ・応援派遣にかかる経費や災害ボランティアセンターの基盤整備に必要な費用の確保
- ・今後の被災地における地域支え合いセンターの運営支援
- ・市区町村社協における災害 VC 設置・運営マニュアル、BCP（事業継続計画）の策定・見直し など

また、被災地支援活動への資金援助である「福祉救援活動資金」は、本年度、11 道府県・2 指定都市社協に計 870 万円（うち平成 30 年 7 月豪雨災害では 9 府県・2 指定都市社協に計 700 万円）の支給を決定しています。こうした状況を踏まえ、会議では、今後の制度の安定的な運用に向けて、拠金の実施について承認されました。

(2) 市区町村社協の組織・事業基盤の強化に向けた支援については、「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストの結果分析や、社会福祉協議会活動ブロック会議の実施報告を踏まえ、協議を行いました。チェックリストへの評価のつけ方や、評価結果を今後の組織・事業基盤の強化にいかに関わり付けていくかなど、取り組みの推進に向けた課題が示されました。

#### （社協の組織・事業基盤の強化に向けた支援における協議内容）

- ・今後の「社協・生活支援活動強化方針」の推進
- ・社協経営の信頼性向上と組織・事業基盤の強化、
- ・市区町村社協の重点的な支援等に向けた取り組み など

(3) 共同募金運動にかかる協議では、社協として推進方策に基づき取り組みを強化する必要性について確認しましたが、具体的な内容については、県共同募金会における動きも確認したうえで、今後継続して検討をしていくこととしました。

次回（第 3 回）常任委員会は、1 月に開催する予定です。



### 新刊「地域福祉コーディネーターのためのビネットで学ぶ地域福祉実践」のご案内

「地域福祉コーディネーターの専門性を踏まえた具体的な実践を学ぶ共通ツールがない！」との声に応じて地域福祉コーディネーターのリーダー・指導者が活用しやすい具体的な実践方法とポイントを整理し専門職の育成・養成のための参考テキストを作成しました。

地域福祉コーディネーター、CSW など専門職の研修や地域福祉の現場でぜひご活用ください。

※ビネット (vignette) は「小さな物語」の意味。ソーシャルワーカー養成の場では演習教育として取り入れられています。

[内容]

第 1 章 地域福祉推進における専門職のかかわり

第 2 章 地域福祉コーディネーターとは

第 3 章 事例学習の留意点と方法

第 4 章 事例学習：ビネットを用いた学び

「ビネットで学ぼう！」ビネット 1～8

第 5 章 事例集 〈事例〉 1～28 (各事例 CSW アドバイスつき)

[判型] A4 版・94 頁

[価格] 1,500 円 (税込・送料別)

申込み・詳細は地域福祉部のホームページをご覧ください。

【地域福祉ボランティア情報ネットワーク】 <https://www.zcwvc.net/>



## ◇ 制度・施策等の動き

### 介護サービスの経営主体の統合・再編を提案（財務省・財政制度等審議会財政制度分科会）

平成 30 年 10 月 9 日、財政制度等審議会財政制度分科会（分科会長：榊原定征東レ株式会社相談役）が開催され、財務省より今後の社会保障の改革の方向性が示されました。

医療・介護制度改革については、「高齢化」「支え手の減少」「高度化」の中で、財政と医療・介護保険制度の持続可能性を確保していくため、以下の視点で、制度の改革に取り組んでいく必要があります、早急に議論を前に進めるべきであるとされました。

視点 1：制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく（共助の対象は何か）

- ① 高度・高額な医療技術や医薬品への対応
- ② 大きなリスクは共助、小さなリスクは自助

視点 2：必要な保険給付をできるだけ効率的に提供する（提供体制と公定価格）

- ① 医療・介護提供体制の改革
- ② 公定価格の適正化・包括化

視点 3：高齢化や支え手減少の中で公平な負担としていく（給付と負担のバランス）

- ① 年齢ではなく能力に応じた負担
- ② 支え手減少下での医療費増加に対する総合的な対応

こうした視点を踏まえた具体的な対応として、「介護事業所・施設の経営の効率化」、「介護現場の生産性向上」、「介護報酬改定に係る P D C A サイクルの確立」等が論点に挙げられました。

「介護事業所・施設の経営の効率化」については、平成 30 年 4 月 11 日の財政制度等審議会財政制度分科会においても論点に挙げられ、介護サービスの経営主体の大規模化等の施策例が示されていました。その後、5 月 23 日にとりまとめられた「新たな財政健全化計画等に関する建議」では、介護サービスの経営主体の大規模化等の施策例が削除され、「介護サービス事業者の経営の効率化・安定化や、今後も担い手が減少していく中での人材の確保・有効活用等の観点から、経営主体の統合・再編等を促すための施策を講じていくことが求められる」という表現にとどまりました。

しかしながら、今回の分科会では、「介護事業所・施設の経営の効率化」が論点として挙げられ、社会福祉法人 1 法人当たりの事業所数と平均収支差率の関係を示しながら、介護サービスの経営主体の統合・再編等を促すための施策を講じていくべきであるとされました。

詳細については財務省のホームページをご覧ください。

【財務省】財政制度分科会（平成 30 年 10 月 9 日開催）資料一覧

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/proceedings/material/zaiseia301009.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia301009.html)



### 社会保障関係費の伸び 5,000 億円に抑制を提案（経済財政諮問会議）

平成 30 年 10 月 5 日、「平成 30 年第 12 回経済財政諮問会議」（議長：安倍 晋三 内閣総理大臣）が開催され、経済・財政一体改革の「社会保障」について議論が行われました。

有識者議員 4 名からの提出資料では、新内閣の重要課題は、今後 3 年間で、全世代が安心できる社会保障制度の構築に向けた改革断行であるとされました。

なかでも、来年度の社会保障関係費については、「新経済・財政再生計画」に基づき、これまで以上の改革努力を行い、社会保障の目安を実現すべきであるとしています。

有識者議員からは、全世代型の社会保障制度への改革に向けて計画を着実に進めていき、社会保障関係費の伸びについて 5,000 億円を下回るよう抑えるべきところは抑えるべきとの意見が出されました。

また、麻生太郎財務大臣からは、「新経済・財政再生計画」では、社会保障関係費の伸びは、「高齢化による増加分」に収めることとされており、その方針で予算編成を行っていくとの説明がありました。

なお、8 月末に示された平成 31 年度予算概算要求では、社会保障関係費の自然増分は約 6,000 億円と見込まれています。

根本匠厚生労働大臣は、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年を見据えた検討を進める必要があるとし、今後は、「多様な就労・社会参加」、「健康寿命の延伸」、「医療・福祉サービス改革」の取組を進め、「給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保」の検討を行う考えを示しました。

詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。

【内閣府】平成 30 年第 12 回経済財政諮問会議

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/1005/agenda.html>

### 複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合が検討項目に（未来投資会議）

平成 30 年 10 月 5 日、「第 19 回未来投資会議」（議長：安倍 晋三 内閣総理大臣）が開催され、今後の成長戦略の方向性について議論が行われました。

今回の会議では、今後の成長戦略の方向性として、①第四次産業革命の実現、②全世代型社会保障への改革、③地方施策の強化を 3 つの柱に検討が進められました。

全世代型社会保障への改革については、生涯現役社会の実現に向けて、65 歳以上への継続雇用年齢の引上げに向けた検討を開始し、新卒一括採用見直しや中途採用の拡大、労働移動の円滑化といった雇用制度の改革を進めることとしています。健康・医療の分野では、人生 100 年健康年齢に向けて、糖尿病・高齢者虚弱・認知症の予防に取り組み、保険者へのインセンティブ措置を強化することとしています。

また、各分野の検討項目では、「次世代ヘルスケア」の 1 つとして、複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合、共同出資による新たな法人の設立、グループ化・運営の共同化の検討が挙げられています。

年末までに中間的な報告をとりまとめ、上記の 3 つの柱の改革実現に向けた 3 年間の工程表を含む実行計画を来夏に決定することとしています。

詳細については、首相官邸のホームページをご覧ください。

【首相官邸】政策会議 未来投資会議（第 19 回）配布資料

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai19/index.html>





## ◇ その他（参考情報）

### 平成 29 年介護サービス施設・事業所調査の概要（厚生労働省）

厚生労働省より、平成 29 年「介護サービス施設・事業所調査」の結果が公表されました。

本調査は、全国の介護サービスの利用状況や職員の配置状況、利用者への提供内容などを把握し、今後の介護サービス関連施策の基礎資料を得る目的で実施され、介護保険制度における全ての施設・事業所（介護保険施設、居宅サービス事業所など、延べ 385,959 か所）を対象として調査が行われました。

なお、基本票は、都道府県を対象として、行政情報から把握可能な施設・事業所数や定員を調査しており、施設・事業所の全数を把握するとともに、活動中の施設・事業所（延べ 376,861 か所）を集計しています。また、詳細票は、施設・事業所を対象として、在所者数、利用者数、従事者数などを調査しており、回答のあった活動中の施設・事業所（延べ 325,553 か所）を集計しています。

本調査の概要・結果については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】平成 29 年介護サービス施設・事業所調査の概要

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service17/index.html>

### 「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」および「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部改正について（厚生労働省）

厚生労働省より、「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」の一部改正について通知されました。

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行されています。

これに伴い、今般「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」および「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部が改正されました。

新旧対照表および詳細については別紙資料①、②をご覧ください。

### 「地域生活支援拠点等の好事例集」（25 自治体）を公表（厚生労働省）

平成 30 年 9 月 6 日、厚生労働省より、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」の好事例集が公表されました。

この事例集は、平成 29 年 4 月 1 日時点で整備済の自治体等を中心に、地域生活支援拠点等を地域の実情に応じて整備し、上手く活用している 25 自治体・圏域について、その整備における工夫や活用方法等のヒアリングを行ったものを取りまとめたものです。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】地域生活支援拠点等の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>



**介護保険サービスと保険外サービスの組合せ（いわゆる混合介護）の取り扱いが示される（厚生労働省）**

平成 30 年 9 月 28 日、厚生労働省より、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合（いわゆる混合介護）のルールを示した通知「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」が発出されました。

今回の通知は、「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、平成 30 年度上期中に介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知を行うことが示されており、これを受けて発出されたものです。

通知では、介護保険サービスと保険外サービスの組合せの具体例として以下のような内容が示されています。

**【訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供する場合の例】**

- ① 訪問介護の対象とはならないサービスを利用者本人に提供
- 訪問介護の提供の前後や提供時間の合間に、草むしり、ペットの世話のサービスを提供すること
  - 訪問介護として外出支援をした後、引き続き、利用者が趣味や娯楽のために立ち寄る場所に同行すること
  - 訪問介護の通院等乗降介助として受診等の手続を提供した後に、引き続き、介護報酬の算定対象とならない院内介助を提供すること
- ※ 介護報酬の算定対象となる、訪問介護における院内介助の範囲については、「訪問介護における院内介助の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 28 日付事務連絡）を参照。
- ② 同居家族に対するサービスの提供
- 訪問介護の提供の前後や提供時間の合間に、同居家族の部屋の掃除、同居家族のための買い物のサービスを提供すること
- ※ 利用者本人分の料理と同居家族分の料理を同時に調理するといった、訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することは認めない。

**【通所介護と組み合わせて提供することが可能なサービスの例】**

- 事業所内において、理美容サービス又は健康診断、予防接種若しくは採血を行うこと
  - 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと
- ※ 機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられた外出以外に、利用者個人の希望により、保険外サービスとして、個別に通所介護事業所からの外出を支援するものである。外出中には、利用者の希望に応じた多様な分野の活動に参加することが可能である。
- 物販・移動販売やレンタルサービス
  - 買い物等代行サービス

**【通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供する場合の例】**

- 通所介護事業所の設備を、通所介護サービスを提供していない時間帯に、地域交流会や住民向け説明会等に活用すること
- 通所介護事業所の人員・設備を、通所介護サービスを提供していない夜間及び深夜に、宿泊サービスに活用すること。

詳細については別添資料③をご覧ください。



### 第3期における規制改革推進会議の始動 第37回規制改革推進会議（内閣府）

平成30年10月12日、第37回規制改革推進会議（議長：大田 弘子 政策研究大学院大学教授）が開催され、来年6月までの第3期における推進会議の進め方と重点事項について議論が行われた。

第3期においても、推進会議の下にワーキング・グループ（WG）が設置された。第2期と同様に「医療・介護WG」、「保育・雇用WG」をはじめ、5つのWGにおいて、検討が進められることになる。

また、第3期における重点課題として、「学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）」、「介護離職ゼロに向けた対策の強化」が挙げられている。

今後、各WGにおいて検討が進められ、来年6月を目途に、推進会議としての答申をとりまとめる予定である。

詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。

【内閣府】第37回規制改革推進会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20181012/agenda.html>





実践事例紹介

～キラリと光る★全国の社協の取り組み～

実践① 可児市社会福祉協議会（岐阜県）

支え合う地域づくり

- ▶ 高齢化率が高い集合住宅地域と比較的低い集合住宅地域と差があり、住民が互いを知らないという状況だったため、地域の拠点「みんなの家」を開設した。
- ▶ 「みんなの家」では大人が先生役を担い、子どもたちの学校の勉強や夏休みの自由研究のヒントを与えたり、子どもがバザーやサロンで活躍したりしている。
- ▶ 住民からの相談やボランティアのマッチング支援を行い、やりたいことを側面的に支援している。

詳細は、地域福祉・ボランティア情報ネットワーク HP をご覧ください。(NORMA 2017 年 2 月号「社協活動最前線」掲載事例) <https://www.zcwvc.net/news-file-掲載事例/no-16/>

【参考】「社協・生活支援活動強化方針」(第2次アクションプラン)との関連

<input checked="" type="checkbox"/> アウトリーチの徹底	<input checked="" type="checkbox"/> 地域づくりのための活動基盤整備
<input type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（総合相談体制の構築）	<input type="checkbox"/> 行政とのパートナーシップ
<input type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（生活支援体制づくり）	<input type="checkbox"/> その他（該当なし）

実践② 大野城市社会福祉協議会（福岡県）

部門間の連携で地域の困りごとを解決

- ▶ さまざまな家庭のなかに入っていく、高齢者や障がいのある人たちの日常生活をサポートしているホームヘルパーだからこそみえてくるものがあり、社協の在宅部門の動きと地域福祉活動とをつなげている。
- ▶ 地域担当課と介護担当課が合同で研修を行うことにより、部門間の連携を強化している。

詳細は、地域福祉・ボランティア情報ネットワーク HP をご覧ください。(NORMA 2017 年 3 月号「社協活動最前線」掲載事例) <https://www.zcwvc.net/news-file-掲載事例/no-16/>

【参考】「社協・生活支援活動強化方針」(第2次アクションプラン)との関連

<input type="checkbox"/> アウトリーチの徹底	<input checked="" type="checkbox"/> 地域づくりのための活動基盤整備
<input type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（総合相談体制の構築）	<input type="checkbox"/> 行政とのパートナーシップ
<input type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（生活支援体制づくり）	<input type="checkbox"/> その他（該当なし）

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

＊「News File」では、毎月 1 回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があればぜひ上記事務局（電話か e メール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。